

中厚発 0301 第 17 号  
令和 6 年 3 月 1 日

指定訪問看護事業者 様

中国四国厚生局長  
(公印省略)

集団指導（診療報酬改定時）の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度診療報酬の改定(令和6年6月1日施行)に伴い、健康保険法第91条(船員保険法第65条において準用する場合を含む。)、国民健康保険法第54条の2の2及び高齢者の医療の確保に関する法律第80条の規定により、下記のとおり中国四国厚生局と山口県による診療報酬改定時集団指導を実施いたしますので通知します。

記

1 目的

今回の診療報酬改定に係る内容を周知し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

2 実施方法

説明映像の配信及び資料掲載による実施といたします。

厚生労働省ホームページ(令和6年度診療報酬改定ページ)に、令和6年3月5日(火)から説明動画(厚生労働省 YouTube チャンネル)及び改定説明資料が掲載されますので、必ずご視聴、ご確認いただきますよう、よろしくご願ひいたします(視聴後の結果報告は不要です。)

【厚生労働省ホームページ(令和6年度診療報酬改定ページ)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00045.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html)

なお、当該動画チャンネルを利用できない等の場合にあつては、個別に下記のお問い合わせ先にご相談いただきますようお願いいたします。

3 その他

中国四国厚生局ホームページ(令和6年度診療報酬改定について)においても、3月下旬から順次、改定に関する資料や届出様式等を掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

【中国四国厚生局ホームページ(令和6年度診療報酬改定について)】

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/news/2012/r04shinryouhousyuu\\_kaitei\\_00005.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/news/2012/r04shinryouhousyuu_kaitei_00005.html)

【お問い合わせ先】

中国四国厚生局山口事務所 指導課

〒753-0094

山口市野田 35-1 山口野田合同庁舎 1 階

(電話) 083-902-3171